

# 第1章

## 起業したときの基本

### ▶この章のポイント

- ① 事業を起こし、労働者を1人でも雇うことになった場合には、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）、年金事務所、税務署などへ各種の届出が必要となります。

### I 適用事業報告の提出

事業を起こし、労働者を1人でも雇うことになったときには、所轄の労働基準監督署（以下「所轄労基署」）に「適用事業報告」を提出しなければなりません（労基法104の2、労基則57）。

なお、この適用事業報告を提出しなければならない事業または事業所とは、企業単位ではなく、工場、鉱山、事務所、店舗など場所的に独立した個々の事業または事業所を1つの単位としています。

1つの会社であっても、別々の場所に工場や支店があれば、本社も工場も支店も1つの事業または事業所になり、「適用事業報告」（※1）を所轄労基署に提出しなければなりません。

※1 「適用事業報告」の記載例をご覧になりたい方、様式を活用したい方は全基連のホームページからアクセスしてください。アクセス方法は、224頁をご覧ください。

### II 労働保険の加入手続き

労働者を1人でも雇った場合には、労働保険（※2）の加入手続きをしなければなりません（例外※3）。まず、保険関係が成立した日（初めて労働者を雇ったとき）の翌日から10日以内に「保険関係成立届」（※4）を、保険関係が成立した日の翌日から50日以内に「概算保険料申告書」（※5）をそれぞれ所轄労基署に提出しなければなりません。

また、これとは別に雇用保険適用事業所を設置した日（初めて労働者を雇ったとき）の翌日から10日以内に所轄の公共職業安定所（ハローワーク、以下「所轄職安またはハローワーク」）に「雇用保険適用事業所設置届」（※6）と労働者を雇入れた翌月の10日までに「雇用保険被保険者資格取得届」（※7）を提出する必要があります。

なお、一般の事業所では概算保険料の計算は1つの「概算保険料申告書」に記入し、申

※2 労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。労災保険は、業務上・複数業務要因・通勤途上で被災した労働者あるいはその遺族に、治療費や休業補償、遺族補償等を給付します。雇用保険は、失業した労働者には基本手当などを給付し、就職困難者を採用したあるいは失業を予防するなどした事業主には助成金等を給付します。

※3 労働者を1人でも雇用すれば労働保険に加入することが原則です。しかし、農林水産の事業のうち、常時使用する労働者数が5人未満の個人経営の事業は暫定任意適用事業として、加入するか否かが事業主の任意などとされています。

告書の提出とともに、概算保険料を納付することとなります（例外※8）。

※4 「保険関係成立届」、※5 「概算保険料申告書」、※6 「雇用保険適用事業所設置届」、※7 「雇用保険被保険者資格取得届」の記載例をご覧になりたい方は、全基連のホームページからアクセスしてください。アクセス方法は、224頁をご覧ください。

※8 一般の事業では、労災保険と雇用保険を一括して申告・納付します。しかし、農林水産業、建設業など、その業態から、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区分する必要がある事業（二元適用事業）では、これらを別個に申告・納付します。  
詳しくは、所轄労基署または都道府県労働局にお尋ねください。

### 表を参照 事業類型別の労働保険の適用関係

事業の種類・経営形態等	労働保険（労災保険+雇用保険）
国の直営事業（国有林野・印刷・造幣）	適用除外（国家（地方）公務員災害補償法等の適用を受けるため）
官公署の事業（非現業）	
船舶所有者（船員保険法の改正に対応したものH22.01.01～）	強制適用 （業種・規模を問わず、労働者を一人でも雇っていれば、強制的に適用。上記と下記を除く）
法人事業	
個人事業	暫定任意適用 （労働者の過半数が希望した場合などには適用）
下記①②③以外の事業	
①農業（常時5人未満）	
②林業（常用雇用せず。常用雇用以外で、年間使用延べ労働者数300人未満）	
③漁業（常時5人未満かつ総トン数5トン未満の船舶または内水面漁業）	

### 労働保険関係書類の届出期限、届出先など

届出書類名	届出期限	所轄 労基署	所轄 労働局	日銀 *1	所轄 職安
①保険関係成立届	保険関係が成立した日の翌日から10日以内	●	—	—	—
②概算保険料申告書	保険関係が成立した日の翌日から50日以内	●	●	●	—
いづれかに提出					
③雇用保険 適用事業所設置届	開設した日の翌日から10日以内	—	—	—	●
④雇用保険 被保険者資格取得届	資格を取得した日の翌月10日まで	—	—	—	●

※①を届出た後、あるいは同時に②を届け出ます。その後、③④を届け出ます。  
\*1 日銀の代理店、歳入代理店（全国の銀行・信用金庫の本支店、ゆうちょ銀行など）でも取り扱っています。

### III 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入手続き

国、地方公共団体、法人の事業所は、労働者を1人でも雇用することとなった場合には、社会保険（健康保険と厚生年金保険。労働保険を加えて表現される場合もあります）が強制適用されます。

また、法人以外の事業所は常時5人以上を雇用するようになった場合には、健康保険と厚生年金保険が強制適用されます（例外※9）。

#### 表を参照

※9 健康保険・厚生年金保険の適用関係			
営業形態	業種・従業員規模		適用関係
法人事業主	業種・規模不問		強制適用
個人事業主	社会保険の適用業種 (下記以外の業種)の場合	従業員5人以上 従業員5人未満	
	社会保険の非適用業種（①第一次産業＝農林・漁業など、②サービス業＝飲食店・美容業・旅館業など、③宗務業＝神社・教会など）の場合		任意適用

強制適用となる場合には、強制適用となった日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（※10）を所轄年金事務所に提出しなければなりません。

なお、強制適用事業所に該当しなくても、「健康保険・厚生年金保険任意適用申請書」（※11）を所轄年金事務所に提出することにより、両保険に加入することができます。

※10「健康保険・厚生年金保険新規適用届」、※11「健康保険・厚生年金保険任意適用申請書」をご覧になりたい方は日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp> にアクセスするか、所轄の年金事務所にお尋ねください。

### IV 税務の手続き等

税金には大きく分けて国税と地方税があります。また、主な国税には、所得税、消費税、法人税（法人の場合）があります。

このうち所得税は、法人や個人が人を雇って給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払いの都度、支払金額に応じて差し引くこととなっています。この所得税を差し引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

会社や個人が、給与の支払いを新たに始めて、この源泉徴収義務者になる場合には、「給与支払事務所等の開設届出書」（※12）を、給与支払事務所等を開設してから1カ月以内に所轄税務署に提出しなければなりません。

また、内国法人である普通法人又は協同組合等を設立した場合には、「法人設立届出書」（※13）を、設立の日以降2カ月以内に所轄税務署に提出しなければなりません。これにより、翌年から法人税の課税対象となります。

さらに、消費税の納付が必要となる場合には、消費税関係の届出書が必要です。また、法人を設立した場合には、必要に応じて「青色申告の承認申請書」（※14）、「棚卸資産の評価方法の届出書」（※15）、「減価償却資産の償却方法の届出書」（※16）、「有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書」（※17）などの提出も必要となってきます。

※12「給与支払事務所等の開設届出書」、※13「法人設立届出書」、※14「青色申告の承認申請書」、※15「棚卸資産の評価方法の届出書」、※16「減価償却資産の償却方法の届出書」、※17「有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書」をご覧になりたい方は国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp> にアクセスするか、所轄の税務署にお尋ねください。

なお、国税のほかに、地方税に関する届出は、都道府県民税事務所、市町村役場（東京都23区では都税事務所）に提出する必要があります。

なお、起業する業種によっては、上記のほかに警察署や保健所などへの届出の必要が生じる場合があることに注意が必要です。

### V マイナンバー

平成27年10月から国内に住民票を有するすべての人に対して12桁のマイナンバー（個人番号）が付与されています。労働保険、社会保険の以下のような提出書類では、マイナンバーの記載が必要です。

#### 表を参照

保険の種類	マイナンバー記載が必要な主な書類
雇用保険	被保険者資格取得届、資格喪失届、高年齢雇用継続給付関係書類、育児・介護休業給付関係書類 など
健康保険・厚生年金保険	被保険者資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届、国民年金第3号被保険者関係届、産前産後休業取得者申出書/終了届、育児休業等の申出書/終了届 など

税務関係においても、支払調書（税務署）、給与支払報告書（市町村）等においてはマイナンバーの記載が必要です。

従業員からは、本人であることとマイナンバーが間違いのないことを、免許証などや個人番号カードなどにより確認の上、マイナンバーを提供してもらいます。提供されたマイナンバーは漏えい等が生じないように厳重に管理する必要があります。